

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
③	③	④	④	④	④

令和5年分
開催分

(ふりがな) まつだなおひさこうえんかい

1 政治団体の名称 松田直久後援会

2 主たる事務所の所在地 三重県津市桜橋三丁目446-43

3 代表者の氏名 松田 直久

4 会計責任者の氏名 河内 孝治

事務担当者の氏名

(電話) 河内 孝治 059-253-1211

(電話)

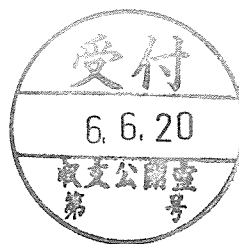
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	
☒ 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
資金管理団体の届出をした者の氏名 松田 直久	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
☒ 第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
☒ 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 松田 直久	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (候補者等)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
令和5年1月1日 から	
令和5年12月25日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和5年1月1日 から	
令和5年12月25日 まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	13,784,372
(前年からの繰越額)	13,784,372
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	3,311,797
翌年への繰越額	10,472,575

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,500,000		
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費			
小 計	1,500,000	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,811,797		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	1,811,797	0	
合 計	3,311,797		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交際費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	飲食代	281,000	R5/1/20	リンドクラブ	京都市東山区縄手新橋東入る南側	
2	飲食代	29,830	R5/6/29	やま幸	津市雲出本郷町1641-1	
3	飲食代	67,595	R5/7/4	木曽路	名古屋市昭和区白金3-18-13	
4	飲食代	63,283	R5/7/8	やました	京都市中京区木屋町御池上ル	
5	飲食代	39,600	R5/7/20	マララテット	津市西丸之内12-2	
6	飲食代	93,580	R5/7/23	室町 和久傳	京都市中京区堺町通御池下ル東側	
7	飲食代	31,320	R5/7/24	Bai Wan Zhu Kuai Lou	東京都目黒区大橋2-22-8	
8	飲食代	19,288	R5/7/24	こぱん	京都市中京区木屋町三条下ル材木町 _{180~1}	
9	飲食代	59,880	R5/7/30	すし屋敷	滋賀県大津市中央2-2-9	
10	飲食代	27,960	R5/8/2	チェローナ	東京都品川区西五反田2-17-8	
11	飲食代	63,760	R5/8/3	畑中	東京都港区麻布十番2-21-10	
12	飲食代	55,990	R5/8/8	MASA'S KITCHEN	名古屋市中村区名駅1-1-3	
13	飲食代	34,210	R5/8/10	おかもと	大阪市天王寺区上本町5-2-4	
14	飲食代	56,800	R5/8/18	やま幸	津市雲出本郷町1641-1	
15	飲食代	28,000	R5/8/24	やま幸	津市雲出本郷町1641-1	
	こ の 頁 の 小 計	952,096				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	952,096				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交際費 2	備 考
					支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	飲食代	38,159	R5/8/28	木曾路	名古屋市昭和区白金3-18-13	
2	飲食代	30,030	R5/9/3	天一	京都市下京区烏丸通塩小路町901	
3	飲食代	44,550	R5/9/13	天鰯	津市大谷町240	
4	飲食代	37,730	R5/9/28	やま幸	津市雲出本郷町1641-1	
5	飲食代	43,948	R5/11/3	Rin	大阪市北区天神橋4-8-14	
6	飲食代	37,410	R5/11/8	やま幸	津市雲出本郷町1641-1	
7	飲食代	33,600	R5/11/12	馳走庵 しゅう	津市羽所町302	
8	飲食代	19,000	R5/11/12	Wine bar LAS	津市栄町3-254-1	
9	飲食代	67,760	R5/11/26	やました	京都市中京区木屋町御池上ル	
10	飲食代	36,390	R5/11/27	daruma	津市羽所町618	
11	飲食代	169,600	R5/11/29	室町和久傳	京都市中京区丸木材木町679	
12	飲食代	54,351	R5/12/6	GIFT	東京都港区麻布十番3-10-5	
13	飲食代	27,830	R5/12/7	やま幸	津市雲出本郷町1641-1	
14	飲食代	118,943	R5/12/10	やました	京都市中京区木屋町御池上ル	
15						
	こ の 頁 の 小 計	759,301				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	759,301				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	代行料金	36,600	R5/6/29	スリーエイトアクトサービス	津市海岸町22-7	
2	代行料金	11,000	R5/9/7	スリーエイトアクトサービス	津市海岸町22-7	
3	代行料金	52,800	R5/12/4	スリーエイトアクトサービス	津市海岸町22-7	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	100,400				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	100,400				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 30日

政治団体の名称 松田直久後援会

会計責任者の氏名 河内

孝治 

代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 29 日

松 田 直 久 後 援 会

代表 松田 直久 殿

登録政治資金監査人

伊藤 幸功

登録番号

第 5014 号

研修修了年月日

平成28年 8月 5日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、松田直久後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、松田直久後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

松田直久後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上